

盛岡広域振興局長告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和8年2月13日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

1(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 雪石東八幡平線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
岩手郡雪石町柿木97番5地先から101番1地先まで	新	m 13.5~10.4	m 3.3
	旧	14.0~10.4	3.3
岩手郡雪石町谷地45番9地先から45番6地先まで	新	9.8~8.2	107.7
	旧	7.9~7.1	107.7

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡広域振興局土木部

イ 期間 令和8年2月13日から同年3月13日まで

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 国見温泉線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
岩手郡雪石町龍川山国有林699林班に1小班地先内	新	m 25.6~22.1	m 12.4
	旧	23.6~22.1	12.4
岩手郡雪石町龍川山国有林699林班は小班地先内	新	27.3~20.4	23.9
	旧	21.0~20.4	23.9
岩手郡雪石町龍川山国有林702林班い2小班地先内	新	25.7~18.0	10.1
	旧	20.8~16.5	10.1
岩手郡雪石町龍川山国有林703林班い2小班地先内	新	32.6~14.7	39.2
	旧	30.6~13.5	39.2

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡広域振興局土木部

イ 期間 令和8年2月13日から同年3月13日まで